平成２５年（フ）第９１号
青森県むつ市大畑町本町62番地５　コーポ石川１－２
債務者　浪岡　美加
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
千葉県松戸市常盤平７丁目２番地　常盤平公団住宅２街区９棟306号
債務者　廣野　伸彦
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７６号
大阪市西区南堀江４丁目26番６号　日吉マンション303
債務者　加藤健二郎
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７８号
大阪府豊中市豊南町西３丁目４番７号
債務者　川口　久子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５９号
大阪市城東区野江１丁目７番24―213号
債務者　山田悦睿こと　孫　　悦睿(旧姓寺崎)
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７１号
大阪市東淀川区上新庄３丁目20番３号
債務者　宮崎　泰秀
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６６号
大阪市生野区鶴橋４丁目３番４号
債務者　益田明子こと　方　　明淑
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６７号
大阪市生野区中川４丁目19番13号
債務者　大岡　　幸（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９４号
大阪市東淀川区豊里７丁目18番２号　ノルデンハイム豊里315号室、住民票上の住所大阪市東淀川区豊新１丁目１番５―402号
債務者　富田　種博
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２２号
大阪府豊中市北桜塚３丁目５番48号
債務者　田中　康夫
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６５号
大阪市中央区神崎町３番１号502、前住所大阪市中央区粉川町２番７―909号
債務者　パーソナル・オート・サービスこと　大田　　淳
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８４号
大阪府枚方市田口４丁目21番15―105号
債務者　所澤めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７７号
大阪市東淀川区相川２丁目21番７号　浜本ビル410号
債務者　川村　知二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１４号
大阪市都島区中野町１丁目３番22号　エンビィロイヤルハイツ502号、前住所岡山市北区表町２丁目５番１号
債務者　大久保秀記
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０３４号
大阪府茨木市駅前４丁目６番７号　誠和ビル303号
債務者　善本　裕二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５７号
大阪市阿倍野区美章園１丁目９番25―302号
債務者　大坂間泰代
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６３号
大阪府大東市寺川３丁目２番５号　エステート野崎504号
債務者　上甲あけみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部